

県内関係医療機関 御中

茨 城 県 保 健 医 療 部 長  
一般社団法人 茨城県医師会長

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ゾコーバ錠 125mg）の  
処方体制の構築推進について（依頼）

日頃から本県の感染症対策の推進について御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことにつきまして、今般、令和4年11月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ゾコーバ錠 125mg）の医療機関及び薬局への配分について」（以下「厚生労働省事務連絡」という）が12月12日付けで改正され、同月15日より、登録可能施設の範囲が拡大されることとなりました。

各診療・検査医療機関におかれましては、これら経口抗ウイルス薬を迅速に投与できる体制を確保すべく、本通知及び厚生労働省事務連絡を参照いただき、下記について御対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

(1) ゾコーバ錠の処方等のための登録について

- ・ 本剤の配分を希望する医療機関（12月13日までに既に登録済みの医療機関も含む。）は、以下のURL「いばらき電子申請システム」から必要事項を記載いただきお申込みください。
- ・ 入力された情報は、県から一括して厚生労働省に報告します。後日、厚生労働省が本剤の供給を委託した製造販売業者が開設する「ゾコーバ登録センター」から各医療機関あて、登録に必要なID・パスワードが提供されますので、各機関で登録センターへの登録をお願いします。  
※ 当面、県から厚生労働省あて、申請いただいた情報は速やかに提出いたしますが、厚生労働省等での手続きにより時間を要することがありますので、ご了承ください。

【URL】

[https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=36935](https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=36935)

※ 「利用者ログイン」画面が表示されたら、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックしてください。

【QRコード】



(留意点)

- ・ 県が上記の登録状況を県内診療・検査医療機関に共有することを前提としているため、医療機関は情報共有に同意のうえ、お申込みください。

## (2) ゾコーバ錠の在庫配置について

- ・ ゾコーバ錠を処方する医療機関のうち、希望する場合は、予め一定数の在庫の配置が認められておりますが、本剤の在庫配置登録医療機関数に上限（本県で 100 箇所程度）があることから、以下の登録要件（a～d）全てに該当する場合に、在庫配置を可能といたします。希望される医療機関は、12月22日（木）までに（1）の電子申請の際に必要な事項を入力してください。

### 【登録要件】

- ・ 診療・検査医療機関のうち、以下 a～d の要件を全て満たすこと。
  - a) 院内処方体制が整っていること
  - b) 公表済であること、
  - c) 自院患者以外も幅広く診療及び検査を行うこと、
  - d) 少なくとも土曜日もしくは日曜日に診療を行っていること
- ※登録上限を超える場合は、上記全要件を満たす診療・検査医療機関のうち、県に報告されている 1 週間の診療時間の総時間が長い順に、県において選定する。

- ・ なお、登録上限を超える場合は、県において医療機関を選定の上、厚生労働省に報告いたしますので、ご了承ください。

### (留意点)

- ・ 在庫可能数は最大 40 人分までです。
- ・ 県が上記（1）及び（2）の登録状況を県内診療・検査医療機関に共有することを前提としているため、医療機関は情報共有に同意のうえ、在庫配置希望をお申込みください。
- ・ 在庫配置が認められた後、国が行う使用状況調査への協力をお願いします。

## (3) その他

### ①経口抗ウイルス薬の適時適切な処方及び投与後の診療等について

- ・ 各経口抗ウイルス薬はそれぞれ処方対象や併用禁忌薬等定められておりますが、投与対象となりうる患者が受診した際は、適時適切に経口抗ウイルス薬を処方いただくとともに、投与後の患者の病態悪化等に対応するため、患者に対して体調悪化時は自院に相談するようお声がけいただくなど、投与後の診療等につきましてご対応いただきますようお願いいたします。

### ②院外処方の併用について

- ・ 医療機関で在庫を有しない場合においても、検査結果を患者に報告する際に併せて電話診療等を活用し処方のための診療を行っていただくとともに、あらかじめ在庫を有する薬局と連携体制を構築の上、処方後速やかに連携薬局あて薬剤配送も依頼できますので、院内処方を基本としつつ必要に応じて院外処方を併用するなど、患者の状況等に応じて御判断いただきますようお願いいたします。

(参考) 厚生労働省事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/001022827.pdf>

(1) (2) について

茨城県保健医療部医療局薬務課 TEL 029-301-3384

茨城県保健医療部感染症対策課 TEL 029-301-5134

(3) について

茨城県保健医療部感染症対策課 TEL 029-301-5134